

臨時又は非常勤の職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の基準に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十五日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十号

臨時又は非常勤の職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の基準に関する規則を廃止する規則

臨時又は非常勤の職員の給与、勤務時間、休日及び休暇の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。